

川上村特定事業主行動計画

令和3年3月4日

川上村長
川上村議会議長
川上村選挙管理委員会
川上村代表監査委員
川上村教育委員会
川上村農業委員会

川上村特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、次世代対策支援法（平成15年法律第120号。）第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。）第15条に基づき、川上村長、川上村議会議長、川上村選挙管理委員会、川上村代表監査委員、川上村教育委員会、川上村農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

I 総論

1 目的

職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進し、また、女性職員が職業生活において活躍することを図るため、本行動計画を策定する。

2 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

3 計画の推進体制

- ① 次世代育成支援対策及び女性活躍推進に関する管理職や職員に対する研修、講習及び情報提供等を実施する。
- ② 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置を行う。

- ③ 啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知徹底する。
- ④ 本計画の実施状況については、各年度ごとに、職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

Ⅱ 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度についての周知徹底を図る。
- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置についての周知徹底を図る。
- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。
- ④ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととする。

(2) 男性の子育て目的の休暇取得の促進

男性の子育て目的の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知徹底を図る。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業制度等の周知

- ① 育児休業等に関する資料を各課等に通知・配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図る。
- ② 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続についての説明を行う。
- ③ 研修等において、育児休業制度等の制度説明を行う。

イ 育児休業を取得しやすい雰囲気醸成

- ① 育児休業の取得の申出があった場合、当該課等における業務分担の見直しを行う。
- ② 課長会議等の場において、担当課から定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ① 育児休業中の職員に対して、休業期間中の通達等の送付を行う。
- ② 復職時における研修等を実施する。

エ 育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用制度の活用

- ① 課内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、任期付採用及び臨時的任用制度の活用による

適切な代替要員の確保を図る。

(4) 超過勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限をするよう努める。

イ 事務の簡素合理化の推進

① 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて、既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。

② 会議・打合せについては、極力電子メール、電子掲示板を活用する。

(5) 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の推進

① 職員が年間の年次休暇取得目標日数を設定し、その確実な実行を図る。

② 課長会議等の場において、担当課から、定期的に休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を行う。

③ 管理者に対して、部下の年次休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次休暇の取得を指導させる。

④ 各課において、計画的な年次休暇の取得推進を図る。

2 次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

① 乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベットの設置等を計画的に行う。

② 子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、親切的な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子どもの体験活動等の支援

① 子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供する。

② 子どもが参加する学習会等の行事において、職員等が専門分野を活かした指導教育を実施する。

イ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

交通事故予防について通知による呼びかけを実施する。

ウ 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

(3) 子どもとふれあう機会の充実

職員の子ども等の家族を対象とした職場見学を希望に応じ実施する。

(4) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

職員に対し、家庭における子育てやしつけのヒント集等を活用し、家庭教育に関する情報の提供を行う。

3 女性職員の活躍の推進に関する事項

(1) 採用目標

① 現況の分析

●職員の女性の割合（令和2年4月1日現在）（単位：人/%）

区分	全職員数	うち女性	女性職員比率
計	72	32	44.4

本村における女性職員の割合は44.4%で4割程度が女性である。

② 今後の取組みと数値目標

女性職員の活躍推進に繋がる施策を展開するとともに、女性職員との意見交換の場を設け、女性が働きやすい職場環境の整備に努める。計画期間中、新規採用者の割合を全体で50%程度とし、現在の状況を維持する。

(2) 配置・研修及び評価関係

① 現況の分析

区 分		総 数	うち女性	女性比率(%)
6級	総括課長の職務	2	0	
5級	課長等の職務	6	0	
4級	課長補佐の職務	7	1	14.3
3級	係長の職務	13	3	23.1
	主査の職務	26	18	69.2
2級	主任の職務	13	9	69.2
1級	主事の職務	5	1	20.0
計		72	32	44.4

区 分	6 級		5 級		4 級		3 級		2 級		1 級		計	
		うち 女性		うち 女性		うち 女性		うち 女性		うち 女性		うち 女性		うち 女性
総 務 課	1		1				8	5	2	1	3		15	6
企 画 課	1		1		1		8	1			1		12	1
産業建設課					1		4		3				8	
保健福祉課			2		2		5	5	4	4			13	9
保 育 所			1				9	9	1	1	1	1	12	11
教育委員会			1		2	1	3	1	1	1			7	3
診 療 所					1		2	1	2	1			5	2
派 遣														
計	2	0	6	0	7	1	39	22	13	8	5	1	72	32

本村における管理職 5 級以上（課長等）の女性職員は無く、課長補佐・係長に占める女性割合は 7. 4 0 % となっている。

上位の職務に女性割合を高めるためには、経験豊富な人材形成と、多様な職務機会の付与などが求められる。

② 今後の取組みと数値目標

女性職員を多様なポストに配置し、内に秘めているアイデア、能力を積極的に発揮できる環境に配慮するとともに、性別を問わず、係長・課長補佐・課長の各職務段階における人材確保を念頭に置いた人事を行う。令和 7 年度までに係長相当職以上の女性の割合を 1 5 % 以上にする。